

## 大分県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定める。

### (趣旨)

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、本要綱を策定する。

### (情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第3条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

### (障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障総則」という。）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、本要綱別表1基本情報及

び別表 2 運営情報のとおりとする。

(報告の対象となる事業者)

第 5 条 障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに大分県知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他大分県知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において、大分県知事の指定を受け、指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(基準日)

第 6 条 本要綱に基づく報告の基準日は、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の 4 月 1 日とする。

(報告の種類)

第 7 条 本要綱に基づく報告の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 新規指定事業者の新規報告（以下「新規報告」という。）
- (2) 既存指定事業者の更新報告（以下「更新報告」という。）
- (3) 既存指定事業者の変更報告（以下「変更報告」という。）

(実施期間)

第 8 条 本要綱に基づく報告の実施期間は報告年度の 4 月 1 日からとする。

(報告の開始日)

第 9 条 本要綱に基づく報告の開始日は次の各号のとおりとする。

- (1) 新規報告  
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日
- (2) 更新報告  
報告年度の 4 月 1 日
- (3) 変更報告  
第 4 条に掲げる内容に変更が生じた日

(報告の期限)

第 10 条 本要綱に基づく報告の期限は次の各号のとおりとする。

- (1) 新規報告 指定を受けた日から2箇月以内
- (2) 更新報告 報告年度の7月31日
- (3) 変更報告 変更が生じた日から1箇月以内

(公表の時期)

第11条 本要綱に基づく公表の時期は全ての報告において、1箇月以内とする。

(報告の方法)

第12条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下、「公表システム」という。)を通じて知事へ報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第13条 報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更のあったときは、その都度、公表システムを通じて知事に報告を行うものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第14条 事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(苦情等の対応)

第15条 本要綱に基づく苦情等の対応窓口は以下のとおりとする。

機関名	所在地	連絡先
福祉保健部 障害福祉課	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号	TEL 097-506-2745 FAX 097-506-1740

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。